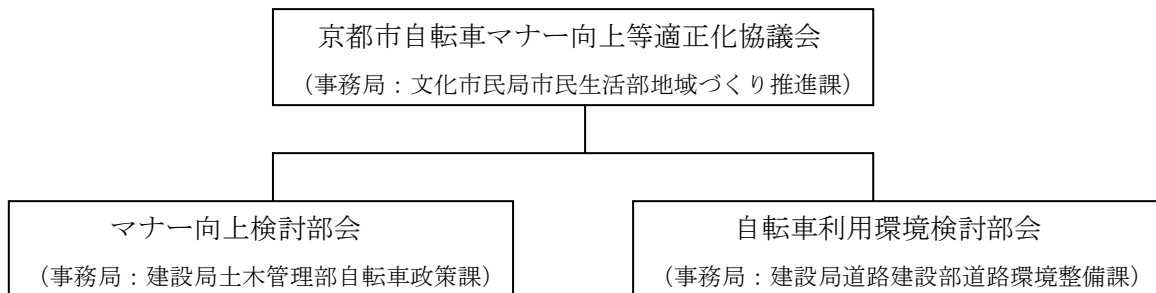


自転車等利用マナー・ルールの確立に向けた取組について

1 京都市自転車マナー向上等適正化協議会の構成



組織名		協議会	マナー向上 検討部会	自転車利用 環境検討部会
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課	○※	○	
	文化市民局市民生活部サービス事業課	○	○	
	都市計画局歩くまち京都推進室	○	○	○
	建設局土木管理部自転車政策課	○	○※	○
	建設局道路建設部道路環境整備課	○		○※
	区まちづくり推進課（当番区）	○	○	
	教育委員会体育健康教育室	○	○	
京都府警察本部	交通部交通企画課	○	○	○
	交通部交通規制課	○		○
	交通部交通指導課	○	○	○
	交通部駐車対策課	○	○	○

2 協議会及び各部会の開催

(1) マナー向上検討部会

●第1回 平成22年3月3日（水）午後4時～

- ①各所属における取組状況
- ②自転車利用マナー・ルールの確立に向けた方策等の協議
- ③意見交換

●第2回 平成22年4月27日（火）午後3時30分～

- ①自転車利用マナー・ルールの確立に向けた取組内容 素案について

●第3回 平成22年8月11日（水）午後3時～

- ①自転車利用マナー・ルールの確立に向けた取組内容（ステップ1～5）について

(2) 自転車利用環境検討部会

●第1回 平成22年3月3日(水)午後2時30分～

「京都市の自転車通行環境整備に当たっての方向性について」

- ①法的な自転車の位置づけ(自転車の通行位置について)
- ②自転車通行環境ネットワーク計画の考え方(自転車通行環境の整備パターンについて)
- ③御池通 自転車通行環境整備 実証実験(案)について

●第2回 平成22年4月27日(火)午後2時～

「京都市の自転車通行環境整備に当たっての方向性について」

- ①前回部会における京都市の考え方の再説明
- ②前回部会における京都市の考え方に対しての京都府警からの意見並びに意見を踏まえた資料の修正

「整備手法(自転車道・自転車レーン・自転車歩行者道)について」

●第3回 平成22年8月11日(水)午後2時～

「御池通の自転車通行環境整備に係る実証実験について」

- ①実験の概要について
- ②今後の工程(案)について

(3) 京都市自転車マナー向上等適正化協議会

●第1回 平成22年1月12日(火)

- ①京都市における「自転車通行環境整備の実証実験及び自転車利用ルールの啓発活動の取組」について
- ②京都府警における自転車安全対策について

●第2回 平成22年10月8日(金)午後3時～

- ①自転車利用環境検討部会での協議内容の報告
- ②マナー向上検討部会での協議内容の報告

3 各部会での協議内容と今後の取組

(1) マナー向上検討部会

- 【ステップ1】統一したグッズの作成
- 【ステップ2】マナー啓発活動の実施
- 【ステップ3】指導員の制度化
- 【ステップ4】自転車保険への加入義務化
- 【ステップ5】自転車登録制度(ナンバープレート制)の導入

【ステップ1】 統一した啓発グッズ・チラシの作成

- ア 市役所内各所属で作成・使用している啓発グッズ・チラシ(別紙1)
- イ 京都府・京都府警本部が作成・使用しているグッズ・チラシ(別紙2)
- ウ 統一グッズ・チラシの作成案

(ア) 別紙1・2から、マナー向上・ルールの遵守を求めるグッズ・チラシは豊富にあるが、分野別に作成されたものがほとんどで、全体を網羅したものは少ない。については、受け取ってもらえるもの・使ってもらえるものを念頭に、各所属で統一的に活用できるグッズ・チラシを作成する。(ただし、予算上の課題について整理を要する。)

○グッズ

- ・ 携帯ストラップ・クリーナー (ストラップ・クリーナー部分に啓発標語等をプリントする)
- ・ マグネット
- ・ クリアファイル
- ・ マウスパット

○チラシ

- ・ 各所属で利用できる統一したチラシを作成

(イ) 自転車の利用マナー・ルール啓発マスコットキャラクターや啓発ポスターの公募

- ・ 一般市民向けにマスコットキャラクターの公募を、小中学生向けに啓発ポスターの公募を行う。
- ・ 応募作品は選考を行い、優秀な作品の表彰を行う。また、マスコットキャラクターはグッズ化し、啓発グッズとして配布する。啓発ポスターについては市内の施設や市バス・地下鉄等での掲示や、チラシにして配布する。

エ 統一グッズ・チラシの配布

- (ア) 地域で開催する交通安全に関わる行事において配布する。
- (イ) 幼稚園～大学を通じて、児童や生徒、学生に啓発グッズやチラシを配布する。
- ・ 幼稚園・小学校→交通安全教室の際や安全ノートと同時に配布
 - ・ 中学校～大学→モデル校を指定し、指導・啓発活動をする際に配布
 - ・ 大学→入学時のオリエンテーションを利用して配布
- (ウ) 上記以外の幅広い年齢層へもチラシを配布する。
- ・ 市民しんぶんへの折込み

【ステップ2】 マナー啓発活動の実施

ア おいけフェスタでの自転車教室の実施や実証実験時のマナー啓発活動

(ア) おいけフェスタでの自転車教室(平成22年10月23日(土))に実施。詳細は別紙3)高倉小学校の児童と保護者を対象に自転車の安全利用やマナー・ルールの遵守等について学べる場を設定する。具体的には、警察の指導による自転車教室を実施し、教室参加者に啓発グッズを配布する。

(イ) マナー啓発活動

実証実験時に啓発チラシを配布する等の啓発活動を行う。

(ウ) アンケートの実施

参加者を対象にアンケートを実施し、自転車利用のルールやマナーについての認知度

や自転車保険の加入状況について調査する。(おいけフェスタで実施)

イ 部会メンバーと区役所・支所が連携した取組の実施

各行政区から自転車通行量の多い路線をモデル箇所として順次抽出し、部会メンバーと区役所・支所が連携して、警察署、地域とともに、街頭啓発、実地研修会等の取組を年数回開催する。

(例) 東山区(東大路三条～四条) → 山科区(山科駅周辺) → 下京区(京都駅周辺) → …

ウ 各行政区主体の区独自の取組の実施

各区独自行っている交通安全の取組に自転車マナー・ルールの向上に関する取組を追加し実施する。

【ステップ3】 指導員の制度化

ア 京都府自転車安全利用推進員制度の推進

京都府自転車安全利用推進員制度を活用し、地域での啓発活動を活性化する。

【参考】 京都府自転車安全利用推進員制度

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例 抜粋

(自転車安全利用推進員)

第10条 知事は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深めるため、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う自転車安全利用推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 府は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

- 登録者：平成22年4月末現在924名(うち市内在住者は3分の2程度)
- 活動内容：小学校や地域の交通安全教室での指導，登下校の見守り(各個人で)
- 登録者の年代・所属：60代がほとんどで、他にも様々なボランティアに登録している人や、地域の交通安全推進委員をしている人や、自動車教習所の教習員，自転車安全整備士など

イ 企業、学校等各団体での自転車安全利用に関する指導員制度の活用

(ア) 地域からの選任だけでなく、企業、学校等においても、指導員候補者を選任してもらう。

(イ) 指導員候補者には交通安全に関する研修等を受講してもらい、指導員として任命する。

(ウ) 自転車安全利用に関する指導員主導の下、各組織内で自主的に交通安全教室や研修等を実施してもらい、自転車利用マナーやルールに関する知識や意識の向上を図る。

ウ 上記の取組については、京都府とも協議する。

【ステップ4】 自転車保険への加入義務化

無保険の自転車利用が多い中、事故発生時に多額の賠償金を負わなくて済むように、自転車利用者に保険への加入を義務付ける。

[参考1] TSマーク付帯保険

	第一種TSマーク (青色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)
TS マーク 種別		
傷害 保険	○入院15日以上 (一律)1万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律)30万円	○入院15日以上 (一律)10万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律)100万円
賠償 責任 保険	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額)1,000万円	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額)2,000万円

[参考2] 東京都三鷹市の自転車保険加入助成制度

三鷹市では、自転車保険 (TS マーク付帯保険) の普及を図るため、市が実施している、「自転車安全講習会」を受講した市民に、保険加入の際に必要な費用の一部に使える助成券 (1,000円) を配布している。助成券が使えるのは都自転車商協同組合三鷹支部に加盟する市内の自転車店17店で、点検整備にかかる費用は基本料金が1500円なので、部品交換などの必要がない場合は500円の負担で保険に加入できる。

【ステップ5】 自転車登録制度 (ナンバープレート制) の導入

自転車登録制度の導入により、当て逃げなどの事故の際の加害者の迅速な摘発や、ナンバープレートがついていることによる安全利用に対する意識向上を目指す。

(2) 自転車利用環境検討部会

別紙4参照